



「徳島県農業振興地域整備基本方針（変更案）」について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、令和4年3月に変更した「徳島県農業振興地域整備基本方針」に基づき、農用地等の確保のための施策に取り組んでいるところです。

このたび、「農業振興地域の整備に関する法律」や国の「基本指針」が改正されたことに伴い、県方針の「変更案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和7年12月19日（金）～令和8年1月19日（月）（必着）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）



①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

※受付時間の変更について

【令和7年12月26日（金）まで】月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後6時15分

【令和8年1月5日（月）から】月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時

3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 農林水産部 農林水産政策課 農地政策室 農地政策担当

電話：088-621-2389 FAX：088-621-2854

メールアドレス：nourinsuisanseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話：088-621-2095 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp



Q1 「徳島県農業振興地域整備基本方針」ってどんな計画？

国の「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき、概ね10年を見通し、「農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標」や「農用地等の確保に関する事項」等を定め、市町村の農業振興地域整備計画の基準となるものです。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

計画の変更案では、面積目標年を「令和12年」から「令和17年」に変更するとともに、面積目標の達成に向け、市町村から農用地区域の除外協議があった場合の県の同意基準を新たに追記するなどしております。

別添資料をご一読いただき、今回の計画変更の内容について、修正案や新たに記述することが必要と思われる事項等について、ご意見、ご提案をお寄せください。

(→ 別添資料を参照してください。)



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。